

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十四号
平成二十七年三月十三日
金曜日

目 次
選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権……………五
- 有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権……………六
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………六

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条

第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあつた。

平成二十七年三月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県第一選挙区支部	中谷真一	玉木武彦	南アルプス市六科五五六一	平成二十四年二月六日	平成二十七年三月六日
国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
治団体 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政					

その他の政治団体

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届（国会議員関係政治団体の区分）

区分	名 称	国会議員関係政治団体の区分	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	異動年月日
政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届					
		民主党山梨県第1区総支部	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	衆議院議員	
藤榮会	西野けんいちを支援する会	西野 賢一	高野 純矢	高野 純矢	平成二十七年二月二十四日
正歯会	山梨維新の会	臼井 成夫	数野 三郎	数野 三郎	平成二十七年二月二十五日
正山会	元気！山梨県民会議	丸茂 紀彦	三井 俊彦	三井 俊彦	平成二十七年二月二十五日
横内正明を支援する正明会	久島ひろみち後援会	三井 永政	志村 一馬	志村 一馬	平成二十七年二月二十六日
したらあいこ後援会	宮下てつお後援会（21クラ	久島 博道	久島 博道	久島 博道	平成二十七年二月二十六日
藤江孝三	設楽愛子	宮下 哲夫	久島 博道	久島 博道	平成二十七年二月二十六日
丸山秀雄	設楽愛子	内藤 敏雄	宮下 ひろみ	宮下 ひろみ	平成二十七年二月二十六日
都留市田原一一三一三	中央市東花輪一〇五四一八	甲府市大手一一四一一	富士吉田市上暮地六一八一五	富士吉田市上暮地六一八一五	平成二十七年二月二十六日
正歯会	宮下てつお後援会（21クラ	三月一日	三月一日	三月一日	平成二十七年二月二十六日
藤榮会	設楽愛子	鶴田好幸	三月六日	三月六日	平成二十七年二月二十六日
平成二十六年十二月三十日	都留市田原一一三一三	平成二十七年二月二十六日	平成二十六年十二月三十日	平成二十七年三月四日	平成二十七年三月四日
平成二十六年三月六日	設楽愛子	鶴田好幸	三月六日	三月六日	平成二十七年三月六日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
西野賢一	山梨県議会議員 賢伸会	山梨市藤井町南下條四九七一五	西野賢一	平成二十七年 二月十八日	平成二十七年 二月十八日	平成二十七年 二月十八日

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出 資金管理団体指定取消届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
西野賢一	韮崎市議会議員	西野けんいちを支援する会	韮崎市若宮一一四一一〇	西野賢一	平成二十年 十二月三十日	平成二十七年 二月十八日
丹澤和平	山梨県議会議員	政和会	甲府市上阿原町六六三一七	丹澤和平	平成二十七年 二月二十三日	平成二十七年 二月二十三日
久島博道	上野原市議会議員	久島ひろみち後援会	上野原市上野原一〇〇〇	久島博道	平成二十七年 三月一日	平成二十七年 三月一日
設楽愛子	中央市議会議員	したらあいこ後援会	中央市東花輪一〇五四一八	設楽愛子	平成二十七年 三月一日	平成二十七年 三月一日

政治資金規正法第十九条第三項第三号の届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	白壁賢一		白友会	南都留郡富士河口湖町船津三一〇		平成二十七年 一月一十七日	平成二十七年 二月十六日
旧			奥山弘昌と歩む昌山会	南都留郡富士河口湖町船津一五〇			
新	奥山弘昌		ガンバレ!ひろまさの会	山梨市万力一一四七	平成二十七年 一月二十四日	平成二十七年 二月二十四日	平成二十七年 二月二十四日
旧				山梨市万力一一三一			

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による收支

に関する報告書について、自由民主党山梨県甲斐市第二支部から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定による收支報告書の要旨の公表（平成二十六年十一月二十八日山梨県選挙管理委員会告示第三十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年三月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

收支報告書の要旨の公表中、自由民主党山梨県甲斐市第一支部のうち「1, 915, 072円」を「1, 680, 206円」に、「1, 79, 493円」を「414, 359円」に、「273, 072円」を「38, 206円」に改めた。

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

一三、八七〇

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

一八二、一二四

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

委員長 成澤秀仁

三分の一の数

四、七一

四、八〇一

一、二、二二八

一、二、四三七

五、九四二

一三、七八三

九、七六〇

一〇、〇八一

七、五八三

八、三〇四

一九、二七九

一三、六七五

一九、六三六

一九、〇九四

七、四九四

九、二九六

八、〇五六

選挙区名
西八代郡
南巨摩郡
中巨摩郡
南都留郡
甲府市
富士吉田市
都留市・西桂町
山梨市
大月市
韮崎市
南アルプス市
北杜市
甲斐市
笛吹市
上野原市・北都留郡
甲州市
中央市

施設の名称	在地
特別養護老人ホームふる里ホ	中央市乙黒二三五番地一

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

所 在 地

ホーム玉穂げんき村	ふる里ホーム玉穂げんき村	中央市乙黒一三五番地一
-----------	--------------	-------------

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番